資料

アメリカ合衆国における重複障害のある児童・生徒のカリキュラム:
 一般の教育カリキュラムへのアクセスと学習の保障をめざす試み

カンザス大学大学院博士課程 斉 藤 由美子

はじめに

筆者は、日本の肢体不自由養護学校で重度の 重複障害のある児童・生徒の教員の経験を経て、 2002年より米国カンザス大学スペシャルエデュ ケーション学部の博士課程に在籍している。ここ で筆者は、障害のある子どもの教育に関する実践 的知識や研究方法を学ぶ傍ら、リサーチアシスタ ントとして、研究や教員養成の仕事に携わってい る。本稿では、アメリカにおいて重複障害のある 児童・生徒の教育カリキュラムを作成する上で検 討されるべき事項について考察する。アメリカで は、障害のある子どもの教育に関する法律であ るIDEA (Individuals with Disabilities Education Act) に "障害のある子どもの一般教育カリキュ ラムへのアクセスと学習の保障"という条項が ある。1997年の改正で加えられたこの条項によっ て、重複障害のある学齢期の児童・生徒を対象に した従来の教育カリキュラムに対する考え方も変 化しつつある。本稿では、特にその動向に関する 情報を中心に紹介していきたい。

ここでとり上げる内容は以下のとおりである。

- 1) IDEAと重複障害のある児童・生徒の教育 サービスの法的な根拠
- 2) 障害のある児童・生徒のインクルーシブな生 活を支える基本理念とその実践
- 3) 障害のある児童・生徒の一般の教育カリキュ ラムへのアクセスと学習の保障
- 4) 重複障害のある児童の通常学級での学習活動:ある小学校における事例

なお、本稿中、説明が必要と思われる事項については脚注を設け、最後に解説を加えた。また、

本稿における法律や各種資料の日本語訳の文責は、すべて筆者にある。

1. IDEAと重複障害のある児童・生徒の 教育

まず、はじめに、アメリカにおける、障害のある子どもの教育に関する法律Individual with Disabilities Education Act (IDEA) (2004) について説明したい。アメリカの公教育は各州の責任で行われているが、州は、国の法律であるIDEAの基準に則って、障害のある子どもへの教育サービスを提供することが義務付けられている。この項では、IDEAによって定められるスペシャルエデュケーションの概念、IDEAにおける重複障害に関する定義、さらに、IDEAによって保障される教育サービスの原則についてTurnbull、Turnbull、Shank & Smith (2004) を参考に説明する。

(1) IDEAにおけるスペシャルエデュケーション の概念

IDEAではスペシャルエデュケーションを、 "障害のある子どもの特別なニーズを満たすため に、子どもの保護者に無償で行われる、特別に目 的を持って計画された指導"と定義する。言い換 えれば、スペシャルエデュケーションは、障害が あるために通常教育ではその特別なニーズが満た されない子どものための教育である。スペシャル エデュケーションは障害のある子ども一人一人に 対して個別に計画・実施されるが、それは"各々 の特別なニーズを満たす"ことを目的としてお り、そのために、教育行政者や学校関係者は、教 育サービスを提供する義務だけでなく、そのサービスによってその子どもにとっての望ましい結果 (outcome) を出すことが要求されている。IDEA は障害のある子どもが「無償の適切な教育」を受け、またその教育から実際の利益を受ける権利を実現するためのシステムとして構築されている。

多くの場合、子どもの個々の特別なニーズを満たすためには、関連サービス(related services)によって教育的な指導を補うことが必要となる。この関連サービスとは、"スペシャルエデュケーションの恩恵を受けるために、子どもが必要とする補足的なサービス"と定義され、OT、PT、ST、各種カウンセリング、支援技術、医療的サービス、移動の手段などが含まれる。

IEDAの前身である全障害児教育法(EHA: the Education for the Handicapped Act, 1975)が制定された当初は、スペシャルエデュケーションの対象となる子どもの年齢は6歳から18歳までであったが、この30年間における度重なる改正で、対象となる年齢の幅は広がり続けた。 現在

のIDEAには0-2歳の乳幼児と家族へのサービス、3-5歳の幼児へのサービス、6-21歳の年長の子どもへのサービスが含まれている〔注①〕。本稿では、日本の学齢期にあたる年長の児童・生徒へのサービスを中心に見てみたい。

IDEAの6-21歳のサービスでは13の障害カテゴリーを規定しているが、この障害カテゴリーと各障害の定義が、その児童・生徒がスペシャルエデュケーションサービスを受ける資格があるかどうか(eligibility)を決定するシステムに関わってくる。表1は6-21歳年齢グループの13の障害カテゴリーと、2000-2001年にそれぞれのカテゴリーで対象となったの人数、カテゴリーごとの人数の割合を示したものである(U.S. Department of Education, 2003)。次に、特に、本稿の焦点である重複障害 "multiple disabilities" についてのIDEAにおける定義について見てみたい。

(2) IDEAにおける重複障害の定義

「重複障害: multiple disabilities」について

表 1 2000-2001年にIDEA Part Bサービスを受けている6-21歳の児童・生徒の 障害カテゴリーとその人数 (2003)

学習障害(specific learning disabilities)	2,887,115 (人)	49.2 (%)
言語障害(speech or language impairments)	1,093,587	18.6
精神遅滞(mental retardation)	605,267	10.3
情緒障害 (emotional disturbance)	477,627	8.1
重複障害(multiple disabilities)	128,552	2.2
肢体不自由 (orthopedic impairments)	73,821	1.3
聴覚障害 (hearing impairments)	71,222	1.2
その他の健康障害(other health impairments)	338,658	5.8
自閉症 (autism)	97,904	1.7
視覚障害 (visual impairments)	25,845	.44
外傷性脳損傷(traumatic brain injury)	20,743	.35
盲ろう (deaf-blindness)	1,615	.03
発達の遅れ (developmental delay)	45,128	.77

<参考> U.S. Department of Education (2003). To assure the free appropriate of all children with disabilities: Twenty-fifth report to congress on the implementation of the Individuals with Disabilities Education Act. Washington, DC.

IDEAはこう定義している。"複数の障害がある こと(知的な遅れと肢体不自由、知的な遅れと盲 など)、そしてそれによって引き起こされる教育 の課題が深刻で、単一の障害のための特別な教育 のプログラムではニーズに対応ができないこと"。 重複障害のある児童・生徒の割合は、スペシャル エデュケーションサービスを受けている6-21歳の 全児童・生徒のおよそ2.0%であるが、ここで注意 したいのは、この重複障害には、盲ろうの障害を 併せ有する児童・生徒は含まれていない、という ことである。彼らは盲ろう (Deaf-blindness) と して別のカテゴリーに分類されている。カテゴ リーの違いは、教育的ニーズの違いやそのプロ グラムの特殊性を反映している。さらに、障害の カテゴリーではないが、重複障害に関連が深い 「重度の障害のある子ども: children with severe disabilities」の定義はこう記されている。"障害 の身体的、知的、情緒的課題が大きいため、高度 に専門化された教育的、社会的、心理的、医学的 サービスが必要で、また、それらのサービスを受 けることによって能力が高められ、社会参加や自 己実現が可能になるような子ども"。

ここに見られるように、IDEA の障害の定義には障害の類型による説明(例えば、「自閉症」、「視覚障害」など)と、機能上の説明(例えば、「専門化された教育サービスによって社会参加や自己実現が可能になるような子ども」など)の二つのアプローチが用いられている。この機能上のアプローチで示されている"障害"の概念は、障害を治療や克服すべき対象の病気として見るとらえ方ではなく、"障害のある個人がより健康で活動的になり、最大限の社会参加や自己実現を促すためには、どんな環境からのサポートが必要か"、というとらえ方である〔注②〕。IDEAはこの目的を達成するための教育面におけるサポートや条件整備を保障するシステムを記したものといえる。

(3) IDEAによって保障されるスペシャルエデュ ケーションサービスの6つの原則

IDEAは、以下の6つの原則によって障害のある子どもが適切な教育を受ける権利を保障している。(Turnbull, Turnbull, Stowe,& Wilcox,

2000)。

- 1) *拒否ゼロ(Zero reject)*: いかなる児童・生 徒も排除しない。
- 2) 差別のない公平な評価(Nondiscriminatory evaluation): 学校は、児童・生徒に障害があるかどうか、あるとしたらどのような障害かを公平に評価しなければならない。
- 3) 適切な教育(Appropriate education): 学校 は児童・生徒の評価に基づいて、また関連サー ビス(related services)や補助的サービスに よる力の拡大を通して、個々のニーズに合った 教育を提供しなければならない。
- 4) 最も制限の少ない環境 (Least restrictive environment): 学校は、障害のある児童・生徒を、可能な限り、障害のない児童・生徒と共に教育しなければならない。
- 5) 権 利 擁 護 の 手 続 き (Procedural due process): 学校は、学校が行う行為に対して児童・生徒、またその家族に防衛の手段を提供しなければならない。これは裁判に訴える権利を含む。
- 6) 保護者と児童・生徒の参加 (Parental and student participation): 学校はスペシャルエデュケーションプログラムを計画し実施するにあたって、保護者や生徒と協力し合わなければならない。

これらのうち、カリキュラムの問題に特に大き く関わってくるのは、*3) 適切な教育と4) 最も* 制限の少ない環境 (LRE) であろう。重複障害の ある児童・生徒は、"可能な限り"、障害のない児 童・生徒と共に教育されることが第一のオプショ ンであるが、この"可能な限り"という文言の説 明として、"補助的なサービス・器具・工夫等を 用いてもなお、その(障害のある)児童・生徒の 適切な教育が、普通教育の場面では十分に提供で きない場合のみ"に特別学級、特別学校等、普通 教育の場から離した教育が認められている。2001 年の統計 (U.S. Department of Education, 2003) によると、重複障害のある児童・生徒のうち、普 通教育の場から完全に離された施設・学校で教 育サービスを受けている児童・生徒は重複障害の ある児童・生徒全体の27%(内訳:特殊学校や通

所施設-23%;入所施設-2%;家庭や病院-2%)であり、残りの73%は普通学校に通い、個々のニーズに応じて通常学級の外で教育サービスを受ける形態を取っている(内訳:60%以上の時間を通常学級外で過ごす-45%;21-60%の時間を通常学級外で過ごす-17%;21%以下の時間を通常学級外で過ごす-11%)。

これらの統計記述に見られるように、現行の IDEAでは通常学級でのインクルージョンを大前 提にしているのが特徴で、もしも障害のある児童・生徒が通常学級外で教育サービスを受けることになる場合には、なぜその措置が必要なのか、また、どれぐらいの時間を通常学級外で過ごすのかをIEPに明記することが必要になる〔注③〕。

このように、"個々のニーズに応じた適切な教育"と"最も制限の少ない環境での教育サービスの提供"の二つの原則のバランスをどうとるかが、重複障害や重度の障害のある児童・生徒のカリキュラムにとっての大きな課題であると言えよう。以降、第3項では"個々のニーズに応じた適切な教育"の観点とそのサービスの提供の仕方、第4項では"最も制限の少ない環境での教育サービスの提供"の観点を概観する。さらに第5項で、これらの2つの原則を兼ね備えた例として、重複障害のある児童の一般の教育カリキュラムへのアクセスが、小学校の通常学級でどのように実践されているのか、その事例を紹介したい。

3. 個々のニーズに応じた適切な教育: インクルーシブな生活を支える基本理 念とその実践

重複障害のある児童・生徒の教育的ニーズは、児童・生徒自身や家族からの情報や、様々なアセスメントからチームによって決定されるが、個別教育プログラム(IEP: Individualized Educational Program)を作成しそれらのニーズに対応する際には、いかにその子どもの心身の機能を高め、活動の制限を最小限にし、社会参加を最大限に促していけるかという、インクルーシブな生活の構築が計画の指針となる。この項では個々のニーズに応じた適切な教育として、その方

策をいくつか紹介する。

(1) 重複障害のある児童・生徒の教育的ニーズと チームアプローチ

重複障害のある児童・生徒の教育サービスの対 象となる事項としては、知的な機能(intellectual functioning)、適応スキル (adaptive skills) 〔注 ④〕、運動発達(motor development)、感覚の障 害 (sensory impairments)、コミュニケーション スキル、健康に関する特別なケアなどがあげられ る。分業、専門職化の進んでいるアメリカでは、 これらの多領域に及ぶニーズに対応するために、 多くの専門職のチームによる協働(collaboration) を行うことになる。重複障害のある児童・生徒の チームになる可能性のあるメンバーとして挙げ られているのは、児童・生徒本人、保護者や家族 のメンバー、スペシャルエデュケーション教師、 普通教育の教師、補助教師 (para professional)、 PT、OT、ST、補助的テクノロジーの専門家、 学校心理士、ソーシャルワーカー、管理者(校 長、プログラムコーディネーターなど)、視覚障 害専門教師、モビリティスペシャリスト、聴覚 専門家、学校看護師、栄養士、医師などである (Orelove, & Sobsey, 2004)。複数のアセスメント (公正な評価のために必要)と本人・保護者の希 望を考慮し、それぞれの児童・生徒の教育的ニー ズ、関連サービス、IEPの目標とその教育的アプ ローチの方法がチームによって決定される。ま た、どのような関連サービスがどれくらいの頻度 で提供されるかについてもチームによって決定さ れる。

複数の専門職者による効果的なチームの構成の 仕方については長年研究が重ねられてきた。チームメンバーの役割分担の仕方やチームが何を目標 としているかで、チームは3つの形態に分類され ている(Orelove, & Sobsey, 2004)。

1) 多専門職チーム (multidisciplinary teams):

チームメンバーはそれぞれ独立分業して子どもや家族に関わり、それぞれが目標を持って関わる (例えばPT はPTの目標、STはSTの目標のみに別々に関わる)。チームメンバー同士の情報交換

はほとんど存在しない。

2) 専門職者間チーム (Interdisciplinary teams):

チームコーディネーターが存在し、メンバー同士は連絡を取り合っている。メンバーは多専門職チームと同様、独立分業して別々に子どもや家族に関わる。

3) 超専門職チーム (Transdisciplinary teams):

チームコーディネーターが存在し、チームメンバー同士は緊密に連携し合っている。超専門職チームでは、専門職は独立分業して子どもに関わることはせず、役割の譲渡(Role release)によってサービスが基本的に一本化される。(例えば、子どもと家族の主訴がPTの領域ならば、PTが子どもや家族と関わる主メンバーになり、PTはその関わりの中で同時にOTの領域の目標にも取り組む。この場合、OT はコンサルタントとしてPTに必要な知識や技術を伝授する)。これによって、子どもや家族が、何人もの専門職者一人一人のところに出向き別々の場所でサービスを受けるのでなく、決まった少人数の専門職者が子どもや家族の普段の学習や生活の場面に入ってサービスを提供することになる。

近年、特に重複障害のある児童・生徒の教育や、乳幼児期の教育の分野で、超専門職チーム(trandisciplinary teams)の形態の有効性が提唱されてきている。このチームの大きな特徴としては、子どもや家族の願いをもとにチームメンバー共通の目標が決められ、その共通の目標を達成するためにメンバーが専門的技術や知識を駆使すること、また、"セラピー"と称する細切れの時間ではなく、日常の生活場面や活動の中で必要なサービスが提供されること、などがあげられる。超専門職チームの形態を用いることで、専門職者と家族は同等のパートナーとして関係を築き、チームの協働によって子どもや家族のQOLを高めることが期待される。

(2) インクルージョンを支える基本理念と実践

重い障害のある児童・生徒の個別教育プログラムは、その子どもの現在、将来のインクルーシブ

な生活を支えることを目指して計画されることについて前述したが、次に、このインクルージョンを支える基本理念となる考え方、その実践の方略をいくつか紹介したい。ここではRenzagliaら(2003)の論文からPerson-centered Planning:本人を中心にした計画、Ecological Inventory:環境の目録、Self-determination:自己決定、Positive Behavioral Support:望ましい行動のサポートの4つを紹介する(Renzaglia, Karvonen, Drasgow, & Stoxen, 2003)。

1) Person-centered planning: 本人を中心にした計画

名前のとおり、この取り組みでは障害のある子 ども自身が計画のプロセスの中心である。チーム のすべてのメンバーが子どもの障害ではなく、子 どもの長所や能力、興味、実現したい理想に着目 し、それが子どもの理解と教育ニーズを決める上 での土台となる(先に述べた、超専門職者チーム -transdisciplinary teamsはこの取り組みに適した チーム形態である)。子どもは自分の理想や将来 の計画をイメージし、これまでに達成したゴール と現在取り組んでいる計画は、理想の将来の計画 に到達するための段階的なステップと考える。専 門職者以外に、家族のメンバーや、子どもの友 人、その他子どもの計画に関わるコミュニティ の人々なども、重要なチームメンバーである。主 なPerson-centered planningのパッケージには、 The McGill Action Planning System (MAPS) (Vandercook, York, & Forest, 1989), Group Action Planning (GAP) (Turnbull & Turnbull, 1992), Planning Alternative Tomorrow with Hope (PATH) (Pearpoint, O' Brien, & Forest, 1993) などがある。

2) Ecological Inventory:環境の目録・アセスメント

これは障害のある子どもが現在の生活の充実、または将来のプランの実現ができるよう、子どもにとって最も重要なスキルを、現在または将来の環境で特定するアプローチである。まず、その子どもの生活のベースや、多くの時間を過ごす場所(家、コミュニティ、レクリエーション、将来の職場など)に焦点を当てる。次に、子どもの生活

にとって鍵となる人物(家族、共同生活者、職場の同僚)を特定し、対象となる活動や子どもの参加を高めるために必要なスキル、必要なサポートを調べる。そして、子どもがまだ獲得していないスキルやサポートについて、学習の優先順位をつけ、何を学習するのかを特定する。この取り組みは、上記のperson-centered planning と組み合わせて用いられることが多い。

3) Self-determination:自己決定

セルフ・デターミネーションは日本では"自己 決定"と訳されることが多いが、日本語の意味する"決定"以上の要素を含んだ包括的な概念である。Wehmeyer(2003)はセルフ・デターミネーションを、"自分の生活や生き方において大切なことを実現できるように、自分が主体となって行動すること。他からの不当な影響や干渉に縛られることなく、自分のQOLに関して自分の意思で選択したり、決定したりすること"と定義する。このセルフ・ディターミネーション的な行動には4つの特徴があるとされる。

- ア)個人が自主的・自律的に行動すること:自 分の好み、興味、または能力にしたがって、 他からの不当な干渉を受けずに自分の意思で 行動すること。
- イ)その行動は自己調整的であること:自分のいる環境の状況にあわせて自分がどんな行動をとったらよいかを決めたり、自分の行動による結果を評価したりすること。また必要ならば、評価に基づいて、自分の目標を達成するための計画を手直ししたりすること。
- ウ) 心理的に"自分は何かができる"という力 を実感していること:自分で環境をコント ロールできることを意識したり、モチベー ションを持ったりすること。
- エ) 自己認識的に行動すること:自分自身についての知識、長所や自分の限界を認識し、その知識を使いながら行動すること。

さらに、上記の4つの特徴を実現するためには、以下のスキル的要素を学習することが必要であるとされている。

- ・選択すること
- 決定すること

- ・問題解決すること
- ・目標を決めてそれを達成すること
- ・自己観察し、自己評価し、自己強化すること
- ・"自分の力によって物事が起きるようにする" という意識をもつこと
- ・自分の力に自信を持つことと結果を予測する こと
- ・自分自身について自分で気づくこと
- ・自分についての知識を持つこと

これらのスキル的要素の学習を手助けする ために、数々のカリキュラムや指導法が開 発されている (例えば、Wehmeyer, Palmer, Agran, Mithaug, & Martin, 2000; Martin & Marshall,1995など)。

アメリカの障害のある児童・生徒のセルフ・デ ターミネーションの研究は1990年代に急速に発展 したが、その歴史的背景について少し触れておき たい。特徴的なのは、これらの研究に、国の公的 なバックアップが関わっていたことである。きっ かけは、1980年代後半に、1975年の全障害児教育 法(EHA、現在はIDEA)に則った教育サービス を受けた生徒たちが学校を卒業し社会に巣立つ頃 になって、その卒業生たちが就職や一人暮らしな ど、大人としての社会生活に必要なスキル、特に 自分自身の生活における大事な決定をする力が弱 いということが、追跡調査によってわかってきた ことである。このため1990年より3年間、連邦政 府教育庁がイニシアチブを取って、障害のある子 どものセルフ・デターミネーションを高めるため のモデルプロジェクトをサポートした。この過程 で、様々な自己決定のモデルやカリキュラム、指 導法の開発が行われることになった。

IDEAの中にもセルフ・デターミネーションの基本方針が盛り込まれ、生徒の関心や好みを移行プラン(transition plan)に反映させること、生徒本人がIEPミーティングに参加することが明記されている。研究の初期には青年期から大人社会やコミュニティへの移行(transition)に焦点を当てた実践や研究が盛んだったが、近年では、セルフ・デターミネーションの力を発達的にとらえる観点から、幼児や児童への取り組みも始まっている。

4) Positive Behavioral Support: 望ましい行動のサポート

重い障害をもつ児童・生徒の中には、時として 社会的に望ましくない行動、挑戦的な・克服に努 力を要するような行動 (Challenging behavior) を呈するようになる場合があるが、それらの行 動はその児童・生徒のインクルージョンを進め る上で大きな妨げとなってしまう恐れがある。 Positive behavioral support (望ましい行動のサ ポート) は子どもの呈する望ましくない行動の意 図や、その行動の機能に着目し、子どもがその 行動の代わりとして、社会的に望ましい行動が獲 得できるように援助するアプローチである。例 えば、重い知的障害のある子どもが激しく頭を壁 に打ち付ける自傷的な行動は、それを行うこと で「大人を自分のそばに呼ぶ」という意図を持っ ているかもしれない (大人も子どももこの意図 に気がついていない場合も多い)。この場合、例 えば「ビッグマックなどのスイッチを押して大人 を自分のそばに呼ぶ」という行動を周りの大人が サポートすることで、この子どもの自傷行動はな くなり、かわりに、必要なときにスイッチを押し て大人を呼ぶようになる可能性がある。このよう に、何が行動の引き金になっているのか、代わり の行動にどのようなものがあるか、どのような関 わり方で新たな行動を教えていくのか、などのサ ポート計画を立てるために、行動の機能アセスメ ント (Functional assessment) が行われる。ア セスメントの結果、物理的環境、活動と教材、ス ケジュールを見直し、子どもが理解しやすく、学 習に取り組みやすい環境を作ることで問題が改 善されることも多い。必要に応じてもっと集中的 な対応を行うが、これには学校ぐるみのサポート 計画や、家族と共に計画に取り組むことが大切に なってくる。

この望ましい行動のサポート (Positive behavioral support) については、"障害のある人の人間としての尊厳を大切にし、ライフスタイルの質を高める、という価値観に基づいた実証的アプローチ"とコメントする研究者もいる (Koegel,Koegel, & Dunlap, 1996)。行動機能アセスメント (Functional assessment) と望ましい

行動のサポート (Positive behavioral support) はIDEAにも明記され、行動の問題が起きた場合の実施が義務付けられている。

以上、この項では、"個々のニーズに応じた適 切な教育"の観点と、個別の教育プログラム立案 の際指針となるインクルージョンを支える4つの 基本理念・方略を大まかに概観した。重複障害の ある児童・生徒のカリキュラムでは、個々のニー ズから教育計画が展開される必要性が高い。この ような、個々のニーズに基づいて作られた重い障 害のある児童・生徒のカリキュラムは、従来、"機 能的カリキュラム"(functional curriculum) と 呼ばれ、一般の教育カリキュラムとはまったく 別個に教育活動が展開される傾向があった。し かし、1997年にIDEAの改正で"一般の教育カリ キュラムへのアクセス"という概念が登場して以 来、重い障害のある児童・生徒のカリキュラムの 考え方にも変化を求められるようになってきてい る。次の項では、その"一般の教育カリキュラム へのアクセス"のベースになっている"最も制限 の少ない環境での教育サービスの提供"の観点を 説明する。

4. 最も制限の少ない環境での教育サービスの提供:一般の教育カリキュラムへのアクセスと学習の保障

ここではまず、アメリカにおいて "最も制限の少ない環境(LRE)" という概念が、過去から現在までどのように解釈されてきたのかについてまず述べたい。そして、その歴史的延長上にある現在の "一般カリキュラムへのアクセスと学習の保障" の概念と、ここ数年間で急速に進んでいる "教育のスタンダードに基づく改革"(Standardbased reform)との関係について説明を加えたい。さらに、すべての児童・生徒の学習保障を目指す、学習のユニバーサルデザインの概念に触れる。そして、この項の最後に、一般の教育カリキュラムへの3つのレベルのアクセスを説明するWehmeyerら(2002)のモデルを紹介し、そのモデルにおける重複障害のある児童・生徒のカリキュラムの位置づけについて説明したい。

(1) 最も制限の少ない環境:歴史的な解釈

アメリカにおいて、「障害のある児童・生徒が、 障害のない児童・生徒と共に学ぶ」という考え方 は、IDEAの前身である全障害児教育法(EHA: the Education for the Handicapped Act, 1975) の中で、30年以上前にすでに提唱されていた。そ れは障害のある子どもが"最も制限の少ない環境" (LRE: Least Restrictive Environment)で教育を 受けるという基本方針である。このLREの基本方 針をどうすれば保障できるのかというのが、アメ リカの障害児教育が取り組んできた大きな課題の 一つである。1975年以来、この"最も制限の少な い環境"での学習を保障する取り組みは以下の3 つの段階を経て進展してきている。

- 1)メインストリーミング (Mainstreaming): 障害のある児童・生徒がどこで教育を受けるの かという、教育を受ける場所を問題にする。
- 2) インクルージョン (Inclusion): 障害のある児童・生徒が通常学級のメンバーの一員と認められること、個別教育プログラムの目標に対する指導がいかにして通常学級の中で実施されるのかということなど、集団の帰属(membership) と個としての学習の保障を問題にする。
- 3) 一般の教育カリキュラムへのアクセスと学習の保障(Access to and progress in general education curriculum): 障害のある児童・生徒が学習している内容が、一般の教育カリキュラムの内容とどのような関連があるのか、個別教育プログラムの内容と一般の教育カリキュラムとの関連性を問題にする。

この、"一般の教育カリキュラムへのアクセス"という文面が初めて法律に登場したのは1997年のIDEA改正であるが、さらに2004年のIDEA改正ではNo Child Left Behind Act(NCLB:"一人も落ちこぼれを出さない教育"法)(2001)とIDEAの"障害のある児童・生徒の一般の教育カリキュラムへのアクセス"条項との整合性が確立された。これらの法律によって、障害のある児童・生徒に対しても、可能な限り、一般の教育カリキュラムにおいて必要な教育サポートを提供しながら学習を保障すること、また、特別クラスで

学習する児童・生徒でも、その個別の学習内容と一般の教育カリキュラムとの関連付けを行うことが義務付けられることとなった。次に、NCLBによって展開される"教育のスタンダードに基づく改革"と、この一般の教育カリキュラムへのアクセスと学習の保障の関連について述べたい。

(2) 教育のスタンダードに基づく改革

現在、アメリカではNo Child Left Behind Act (NCLB: "一人もおちこぼれを出さない教育"法) (2001) によって教育のスタンダードに基づく改革 (Standard-based Reform) が強力に推し進められている。改革の背景には、

- 1) これまで各州や地方の教育機関には明文化したカリキュラムがなく現場の教員の裁量に任されるところが大きかった状態に対して、そのままではすべての児童・生徒の学習ニーズに応えきれていないのではないか、という懸念があった。
- 2) 障害のある児童・生徒からの立場で見ると、 彼らのカリキュラムは個別のニーズから立案された個別教育プログラムをもとに作られていたが、このことが"障害のある子どもは一般の教育カリキュラムでは学習できない"という教師の思い込みを生んでいた。

などの反省があった、と説明されている (Turnbull, Turnbull, Shank, &Smith, 2004)。

この法律(NCLB)によって、国は州に教科内容(content)のスタンダードとそれに基づいた一般の教育カリキュラムを作成すること、生徒の実績(performance)のスタンダードを作成し、それをもとに児童・生徒の学習の進度を明らかにすることを義務付けた。さらに、州に学力アセスメントの実施を義務付け、アセスメントの結果を改善させることをもって、学力向上への州のアカウンタビリティ(責任)を高めることを目指した。これらのスタンダードは障害のある子どもにも適用される。Turnbullら(2004)は一般の教育カリキュラムと、重複障害のある子どものニーズにあった学習をどう関連付けていくのか、その例を挙げている。例えば、一般の教育カリキュラムの項目である"読むこと"は、重複障害のあるジェ

シーにとっては "受信的コミュニケーション"と 広く定義され、様々な感覚を使ってメッセージを 受け入れ、それを認知的に処理することをさす。 同様に、一般カリキュラムの項目 "書くこと"は ジェシーにとっては"発信的コミュニケーション" であり、情報をことばや絵やジェスチャーなどで 表現することをさす。ジェシーの例のような、一般の教育カリキュラムの中で力を伸ばすには多 のサポートを必要とするような児童・生徒のため に、州の教育省は、一般教育カリキュラムの"読 むこと・書くこと"の項目に5番目のスタンダー ドを加えた;それは"児童は、社会的なインター ラクション(相互の意思の疎通・交流)を目的に してコミュニケーションの力を用いる"というスタンダードである。

また、それぞれのスタンダードはいくつかの基準目標(benchmark)を持っている。 "読むこと" の項目のある一般基準目標が "熟練した読者は、物語、説明文、意見文、専門的文章の全体を理解する" であるのに対して、ジェシーの基準目標は "順序の概念を理解する" である。ジェシーの学習に用いられるこのような基準目標は、一般の基準目標に対して、"派生的な(extended)基準目標"と呼ばれ、この派生的な基準目標も、一般の教育カリキュラムをベースにしてそこから派生した目標と理解される。

さらに、州アセスメントも障害のある児童、生 徒に対して同様に実施され、その結果によって、 一般の教育カリキュラムの中でどの程度進歩した か、が評価される。スペシャルエデュケーション サービスの対象である児童・生徒の中には、彼 らのニーズに合わせて学力アセスメントを一部修 正や変更した形で受験している子どももいる。修 正、変更を加えてもこの学力アセスメントの受験 が困難な重度の児童・生徒は、州の代替アセスメ ント (Alternative assessment) を受ける。これ は、児童・生徒が派生的な基準目標にどのように 取り組み、どの程度達成できたかを報告するもの で、多くの場合は個別教育プログラムとも連動す る。学習の進度を示す一例としては、学習の成果 を一冊の本にまとめたポートフォリオと呼ばれる 書類ファイルを児童・生徒の手で作成したりする

場合などがある。国は、この代替アセスメントを 受ける児童・生徒の割合を、全児童・生徒の2% に制限し、それ以外の児童・生徒には学力アセス メントを受験させるように州に義務付けている [注⑤]。

このように、障害のある子どもの一般カリキュラムへのアクセスと学習の保障と教育のスタンダードに基づく改革によって、障害の有無に関わらず、すべての児童・生徒の個々の学習を保障することが国を挙げての目標となっている。通常学級で学習する児童・生徒の多様なニーズに応えるため、アメリカの教育現場では、障害児教育と普通教育の境界を取り払い、後述する学習のユニバーサルデザイン化を目指す構造改革が求められてきている。

(3) 学習のユニバーサルデザイン

学習のユニバーサルデザインという概念について、Wehmeyer, Sands, KnowltonとKozleski (2002) はこう述べている。

"教師は、すべての生徒が、それぞれのレベルで認知的な挑戦を行いながら、活動的に学習に従事しているよう気を配らなければならない。障害のある生徒たちにとって、一般に使われている教科書は、物理的、感覚的、感情的、または認知的なバリヤーを作ってしまい、活動的な学習を妨げてしまう可能性がある。これらの障害のある生徒たちにとっては、他の生徒たちと同じ教材を持っていても、それが他の生徒たちと同等にカリキュラムにアクセスしているということにはならない。ここで、教師は、様々なストラテジーを用いて、誰にでもアクセスが可能な学習のユニバーサルデザインを作ることが必要になる。"(p.47)

教育に関する応用テクノロジーの研究機関であるCAST: Center for Applied Special Technology (1999-2006) は、この学習のユニバーサルデザインの普及に大きく貢献している。CASTによると、学習のユニバーサルデザインには3つの特色がある。それは、多様な提示の手段、多様な表現の手段、多様な活動への関わりへの手段である。

1) 多様な提示の手段

多様な提示の手段を用いることで、障害のある 子どもの知覚と学習の妨げとなるものを軽減で き、例えば視覚優位、聴覚優位、どちらの子ども にも対応することができる。また、複数の提示の 手段を組み合わせることで、他の子どもたちに とっても対象や情報がわかりやすくなる。

2) 多様な表現の手段(モード)

多様な表現の手段によって子どもは自分の好きな、あるいは得意なコントロール/自己表現の方法で提示された情報に応じることができる。また、多様な表現の手段を教師が用意することで、子ども一人一人のストラテジーや運動システムの違いにも対応できる。

3) 多様な活動への関わりの手段

活動への多様な関わり方、参加の仕方があることで、子どもは学習における自分の興味・関心を、自分に合った提示と表現のモードを用いて追求することができる。このようなカリキュラムは、より多くの子どもに学ぶ意欲やモチベーションを持たせることができる。

この学習のユニバーサルデザインのストラテジーがすべての児童・生徒の一般の教育カリキュラムへのアクセスを実現するためのスタート地点となる。

(4) 一般の教育カリキュラムへの3つのレベルの アクセスを説明するモデル

Wehmeyer, Sands, KnowltonとKozleski (2002) は障害のある児童・生徒の一般の教育カリキュラムへのアクセスを3つのレベルのモデルで説明している(図1)。このモデルによると、カリキュラム(Curriculum)、指導法(Instruction)、教育計画(Planning)は互いに緊密に連携しあったものである。この三角錐モデルの最下層のブロックではカリキュラムのAdaptation(改造・適応)、中層のブロックではカリキュラムのAugmentation(拡大)、最上層のブロックではAlternation(変更)が行われる。下層ほどサポートの頻度は少なく、また多くの生徒が共通にアクセスでき、上層ほどよりサポートが集中的に必要で、個別化された関わりが要求されることを示している。

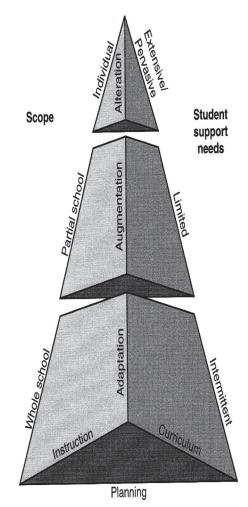


FIGURE 14.2 Multilevel focus for gaining access to the general curriculum. *Source:* Adapted from Wehmeyer, Sands, Knowlton, & Kozleski (2002).

図1 Wehmeyer, et al. (2002) による一般の教育 カリキュラムへの3つのレベルのアクセス

カリキュラムのAdaptation、Augmentation、 そしてAlternationの意味はそれぞれ以下のとお りである。

1) カリキュラムのAdaptation (改造・適応) カリキュラムの提示の手段、表現の手段 (モード)、活動への関わりの手段を児童・生徒のニーズに応じて改造したり適応させたりすること。提示の手段の適応例:テキストの文字の大きさや図を変える、文章をアウトラインで提示する、教科書の代わりにウェブサイトの情報を提示するなど。表現の手段 (モード)の適応例:映画やビデオの活用、書かれた物を読み上げる、録音したものを聞かせる、デジタル化したオーディオやビデオ、文章を読み上げるプログラムを使うなど。関わりの手段の適応例:芸術、写真、ドラマ、音楽、 アニメーション、ビデオなど、生徒が関わること で自分の考えや知識を提示できる様々な手段を用 いること。

2) カリキュラムのAugmentation (拡大)

このカリキュラムのAugmentationとは、カリ キュラム自体に変更を加えるのではなく、児童 ・生徒が学習を達成できるように、メタ認知的な ストラテジーを足したり、カリキュラムを理解 しやすくしたりすることである。Self-directed learning(自分で目標や計画を立てて自分のペー スで進める学習)のストラテジーや、自己管理 (self-management)、自己調節 (self-regulation) などのストラテジーは、一般の教育カリキュラ ムにアクセスするための大変重要な要素である。 Wehmeyerら (2002) は、"テクノロジーの利用 は、知的障害を持つ生徒のカリキュラムへのアク セスによく使われる手段ではあるが、それだけ で確実にカリキュラムへのアクセスや、学習の保 障ができるわけではない"と注意を促し、一 般の教育カリキュラムの中で児童・生徒の学習を 確実に保障するためには"テクノロジーなどの Adaptationと平行して、生徒がどのように問題 解決や決定、自己調節、自己管理などを行うかと いう、カリキュラムのAugmentationが行われな *ければならない"(p.53)*と述べている。

3) カリキュラムのAlternation (変更)

そして、三角錘の最上段である最終的な手段は、カリキュラムに変更を加えるAlternationである。これには生活スキルや、職業訓練に関するカリキュラムなどがある。Alternationは、従来、重度の障害のある子どもに用いられてきた機能的(functional)カリキュラムであり、自立する力や、ライフスタイルの質を高めるために必要な知識やスキルを獲得するものである。

Wehmeyer ら(2002)は、特に知的な障害の重い児童・生徒の"適切な教育"を保障するためにはこのAlternationは必要であることを認めながらも、Alternation実施にあたっての留意点を述べている。"ほとんどのAlternationカリキュラムはユニバーサルデザインの原則に則っていないので、一般の教育カリキュラムへのアクセスの妨げとなるともいわれる。…アクセスの妨げになら

ないために、Alternation を行う場合にも、その 児童・生徒の年齢相応の、インクルーシブな環境 において行うことが望ましい"(p.54)。前項で述 べた、児童・生徒の現在や将来のインクルーシブ な生活を支える基本理念は、この考え方にも合致 するものである。

以上、一般の教育カリキュラムへのアクセスの3つのレベルを説明した。障害のある児童・生徒の一般カリキュラムへのアクセスを考える場合には、その子どもの個別の学習ニーズと、一般の教育カリキュラムを見比べた上で、個別の学習ニーズに応えるために一般の教育カリキュラムをそのままで使えるかどうかを検討する。もし、一般の教育カリキュラムそのままではニーズに応えられない場合には、補助的テクノロジーやカリキュラムのAdaptation(改造・適応)を検討する。それでもニーズに応えられなければ、カリキュラムのAugmentation(拡大)を検討する。さらに、それでもその児童・生徒のニーズに応えられない場合に初めて、カリキュラムのAlternation(変更)を検討することになる。

次項では、カリキュラムのAdaptation や Alternationを通常学級、すなわち、年齢相応の インクルーシブな環境において行っている重複障 害のある児童の事例を紹介したい。

5. 重複障害のある児童の普通学級における学習活動~Saraの一日

最後に、SalisburyとStrieker(2004)の重度障害のある子どものカリキュラムに関する文献から、重複障害のある小学校4年生の女の子、Saraの、小学校でのある1日を紹介したい。

(1) Saraのプロフィール

Saraはおかあさんとおとうさん、おにいさんと都市部に暮らしています。彼女は家の近所の小学校に通う、笑顔のすてきな少女です。彼女は生後6ヶ月のとき、重度の認知の障害と肢体不自由を診断されました。彼女は追視と目で調べること(scanning)が少しだけできます。Saraは音楽が大好きで、好きな曲が聞こえてくると元気になり

表2 Saraの個別教育プログラムの年間(長期)目標と短期目標の例

年間(長期)目標	短期目標の例
Sara は選択や環境の中でコントロール	Sara は、毎日、大きく引き伸ばした2枚
できることを増やす (認知/社会性)	の友だちの写真を見比べて、手伝ってく
	れる友だちを選ぶ
Sara は動きを使ってコミュニケーショ	Sara は動きのキューで合図して者や活
ンの受信、発信を増やす(コミュニケー	動を要求する
ション)	
Sara は食事の時間に社会的な	Sara は水分をほとんどこぼすことなく
参加(social participation)を増やす(社	コップやストローを使う
会性/身辺自立)	Sara は協同学習 (cooperative group
	lessons) の時間に、友だちのほうを向い
	たり、じっと見たりすることによって、
	自分から人との関わりを持つ
Sara は教室のルーティーンの中でこれ	Sara はこれから起きることの変化を予
から起こることや変化を予測する(認知	測し、見つめる対象を変えたり、微笑む
/社会性/視覚/運動)	ことによって理解しているということを
	周りの人に示す
Sara は機能的な動きを改善する	Sara はスイッチを使ってクラスの活動
	がかわることをクラスメートに合図する

ます。彼女は少しの時間なら、頭をまっすぐ支えていることができます。プローンスタンダーを使うと両手を伸ばして、物をつかんだり、放したりすることができます。彼女は手で物に触れて感触を楽しむことが好きです。友だちに笑顔や目を合わせることで挨拶することができます。Sara は普段の活動に見通しを持ったり、二つのものから好きなほうを選んだり、大きな動きで意思を伝えることができます。彼女は食べること、液体を飲むことができますが、今のところスプーンやフォークは自分で使っていません。Sara は学校ではクラスメートとの関わりを楽しんでいますが、学校以外のレクリエーションや社会的生活は限られています。

Saraの個別教育プログラムの年間目標(goals)と 短期 目標(objectives)の 例を 表 2 に 掲げた。これらの長期目標は、Sara自身の持つ特別なニーズをもとに設定されたものであるが、短

期目標は、Saraが現在学習している通常学級の様々な具体的な場面をベースに設定されている。Saraの学習活動を紹介する前に、Saraを含めて様々なニーズや学習スタイルを持つ子どもたちが一緒に学習を進める教室の環境や教師の指導のスタイルについて、まず見てみたい。この学習環境が、Saraの通常学級での学習を保障できるかどうかの大きな鍵であると考えられるためである。

(2) 応答的な教室・学習環境

先に述べたWehmeyerら(2002)の一般の教育カリキュラムへのアクセスのモデルでは、カリキュラム、計画、指導法が緊密に連携しあっていた。障害のある子どもにとっての一般の教育カリキュラムへのアクセスと学習の保障を可能にするための土台となる、通常学級での指導法については様々な研究が行われている。SalisburyとStrieker(2004)によれば、教師の指導法やク

表3 小学校レベルに適切な教育のリフォーム (Salisbury & Strieker, 2004)

リフォームの特徴	教室の中での実践例
Student-centered (児童中 心・児童主体の)	児童が自分で読む本や作文のトピック、研究のパートナーなど を自分で選ぶ
Authentic (実際の・本物の)	生活の中の出来事や事項を教材に用いる; テストやグレードに 補足して児童のパフォーマンスを記述する
Challenging (努力を要する)	スタンダードに記された情報やスキルをすべての児童が学ぶ ことができるという高い期待感を持つ
Constructivist (構成主義的な)	少ないトピックについて深く学習する
Developmental (発達的な)	児童一人一人の認知的、情緒的な特徴や、学習スタイルの違い に配慮する
Cognitive (認知的な)	鍵となる概念や原理、スキルを学ぶためにメタ認知的な思考を 強調する
Democratic (民主的な)	障害のある子どもをはじめ、様々な能力やニーズをもつ子ども のグループ (同質な集団ではない)
Collaborative (協力的な)	協同学習などのストラテジーを用い、クラス全体を相互に助け 合うユニットにする
Reflective (思慮的な)	児童は自己調整的で、自分の学習を自分でマネージメントする
Holistic (総合的・全体的な)	教科の内容は統合単元の中で教えられる
Social, active learning (社 交的で活動的な学習活動)	活動的でにぎやかな教室

ラスの学習活動の構造が"応答的(responsive)"であることが、Saraのような多くのサポートを必要とするような障害のある児童の学習を通常学級で保障するための大変重要なポイントである。また、この"応答的な環境"という考え方は、Saraのような重い障害のある子どもだけでなく"すべての子どもの学習を保障する"という一般教育のリフォームで求められている要素とも一致している。表3は、小学校レベルにふさわしい教育リフォームの重要なポイントをまとめたものである。

このような教育リフォームを可能にするため に、Daniels と Bizar (1998) は、6つの指導法 と学習活動の構造を提唱している。

1) Integrated unit: 単元の統合

これは各教科にまたがって行う探求な活動で、 児童と共に計画を立てて行うことが多い。総合的 な単元の組み合わせの中に、教えるべき内容やス キルを埋め込んでいく(障害のある児童の場合は 個別教育プログラムの目標)。Integrated unitは、 抽象的な概念を具体的にし、各教科のつながりの 理解を助けるため、特に障害のある子どものニー ズに応答的であるとされる。

2) Cooperative learning:協同学習

20年もの歴史のある指導法であり、障害のある 児童とない児童、双方にとって、学習や社会性へ の効果が実証されている。小学校レベルでよく用 いられている協同学習のストラテジーを以下に紹 介する。

ア) Partner reading (パートナー音読): 2人

が同じ本を持ち、パートナーと交代で、声に 出して読む、聞く活動を行う。また、お互い に質問を出し合い、答えあう。同年齢でも異 年齢でも行われる。

- イ)Literature Circle (読書サークル):学級の中の読書クラブ。児童は読みたい本と、パートナーを選び、自分たちでスケジュールを決めて読んだ本の内容を紹介しあう。年長の子どもは、読んだ本に関するノートをとったり、感想文を書いたりするストラテジーを用いる。
- ウ)Peer response and editing groups (仲間の課題サポートグループ): 異年齢の3-5人のグループの児童が定期的に集まって、仲間の宿題・課題を手伝う。児童は自由学習の時間などにも同じグループの仲間に自由にサポートを頼むことができる。
- エ)Group investigations (グループ研究):複数の児童がリサーチチームを組み、複雑なトピックやニュースなどについて調査をする。はじめは教師が話題や出来事についてのクラス全体のディスカッションを促し、その後、児童がいくつかの研究グループに分かれ、大きなトピックの中の様々な要素について研究する。

このほか、学級を単位にしたPeer tutoring (友だちせんせい)のストラテジーも、軽い障害のある児童の学習に有効であることがわかっている。Cooperative learningは異年齢や異なるレベルの児童の集団で行うことを前提としているので、障害のある子どもの存在が、その学習活動の構造に初めから組み込まれていることが利点である。

3) Representing-to-Learn(発表学習)

これは、児童が学んだことを様々な表現方法で(書く、描く、地図にあらわす、動く、歌う、ビデオに録画する、高度なメディアをもちいるなど)発表し分かち合う手法である。児童は学んだことの意味を、再度自分自身で構築する必要がある。この活動は柔軟で創造性が高いため、障害のある子どもが障害のない子どもと助け合いながら関わる場面を増やすことができる。

4) Classroom Workshop (教室ワークショップ):

このアプローチでは、児童は教師の行うことを 観察した後、それと同じ課題を、教師の詳細な指 導監督とフィードバックのもとに行う。児童と教 師が個別に話し合いができるため、ワークショッ プアプローチは、障害のある子どものいる教室で の強力なストラテジーである。

5) Authentic Learning Experiences (本物の学習経験):

本物を使った学習経験によって、児童は、自然な興味と知性をもって、まわりの現実の世界を理解することができる。例えば、民主主義の原則を実践することによって、クラスの中での平等を理解することができる。個人的な手紙を書いたり、植物を育てたり、コミュニティーサービス活動を行ったりなど、小学校レベルでの様々な方法が考えられる。現実の生活の機能的なスキルを学ぶことができるため、障害のある子どもの学習法に適している。

6) Reflective Assessment (自分自身の アセスメント):

児童がじぶんの自分自身が学習したことや行ったことについて、自分で振り返って評価をするものである。ここで焦点を当てるのは、児童が何を知っているか、覚えているか、ということではなく、児童が持っている情報をどのように使うか、ということで、児童は自分の学習の進度を自分でモニターし、自分で評価をする。このアセスメントを行うために、教師はポートフォリオや評価の観点表、カリキュラムに対応した小テストなど、様々な評価の方法を準備することが必要である。

これらの指導法や学習活動の構造は、Saraだけではなく、クラス(あるいはクラスや学年を超えた、学校全体の)のすべての児童の学習ニーズに"応答的"な学習環境を作り出す手段である。このような指導法を駆使した教室を念頭に置きつつ、この教室におけるSaraの学習活動を見てみたい。

(3) Saraの学習活動

表 4 はSaraのある一日の学習活動の記述であ

る。Saraの教育的ニーズは個別的で集中的なサポートを必要とするもので、クラスの活動をSaraにとってどのように適合・改造するか、その適合・改造を具体的に誰がどのように行うのかを明記してある。このクラスでは、学習のユニバーサルデザインや、先に述べたような指導法や学習活動の構造を駆使しており、クラスの児童全員の学習ニーズに、応答的(responsive)な学習環境を作り出している。それに加えてより集中的なサポートの必要なSaraの学習を保障するために、例えば、以下のような工夫を行っている。

1)個別教育プログラムの学習機会の吟味

クラス全体の学習活動が柔軟な構造であるた め、Saraの特別なニーズに対する学習も、クラ ス全体の"年齢相応の意味のある活動"(ageappropriate meaningful activities) に盛り込みや すい。これには、ア) 学習活動そのものがより簡 単な課題からより高度な課題を含み、それぞれの 児童が自分のレベルにあった課題に取り組む、と いう方法(例えば、Saraの昼食時の課題、理科 /社会のビデオを撮る際の課題)、; イ) 同じ活動 の中で他の子どもたちと異なる課題に取り組む (例えば、算数の学習活動の中でSaraは運動面の 課題に取り組む)、という方法がある。クラス全 体の柔軟な学習活動の中でこれらの方法を用いる ことによって、Saraが教室から離れて独自の課 題学習を行うのは、着替えやトイレなど、他の児 童がすでに獲得している個別のスキルに取り組む 場面のみである。

2) 柔軟で計画的なサポートの体制

Saraの個別的なサポートにはたくさんの人々が関わる。クラスの教師、補助教師、OTなど関連サービスの専門家のほか、Saraのクラスメートや親のボランティアも大きな役割を果たし、Saraの学習を支えている。クラスの学習活動そのものが協働的な性格を持っているため、クラスメートのSaraへのサポートも自然な形で行われる。障害のある子どもや英語を母国語としない子どもを含め、クラスメート全員がお互いを認め合い、交流しながら学びあう"学習のコミュニティ"を形成するための細やかな工夫がなされている。

補助教師はずっとSaraのそばについているの

ではなく、例えば、ワークショップ活動やステーションティーチングなど、複数の指導グループを構成する学習形態では、教師と同様にグループの学習指導にあたり、Saraはクラスメートと一緒に学習をする。この実践には、教師にとって詳細な場所的、時間的な柔軟性と計画性が必要である。

3) チームによる協働アプローチ

ここでは、先に述べた、インクルージョンを 支える基本理念・方略である、超専門家チーム (transdisciplinary) によるアプローチや、Sara やSaraの家族の願いを中心にした計画 (personcenter planning) が行われている。例えば、OT のサービスは"1回30分、週2回、Saraを教室の外 に抽出"して行われるのでなく、週1回、1時間、 OTがクラスの普段の学習活動に入って、Saraの 学習している様子に対してアドバイスを行う方 法がとられている。こうすることで、OTもSara の日常の様子をより詳しく知ってアドバイスする ことができ、また、普段Saraと学校生活を共に する大人(教師や補助教師など)が、OTの専門 的な知識や技術をSaraの毎日の学習活動に取り 入れることが可能になる。さらに、OTは教室の Sara以外の"ちょっと気になる子ども"(例えば 不器用さが目立つ子ども)にも目を配り、問題が 深刻になる前に必要なサポートのアドバイスがで きるかもしれない。

Saraが教室で学んでいる社会性に関するスキルや、クラスメートと関わりながらの学習は、Saraと家族の現在の希望である"友だちをつくる"という目標の実現である。これはさらに、将来、コミュニティで友だちづくりを実現するためのステップでもある。

4) アセスメントに基づく指導

Saraがスペシャルエデュケーションサービスの対象となるかどうかを判定する際には標準化されたアセスメントが用いられたが、教室でSaraの学習の進歩を評価するのに用いられているのは教師や専門家の手による非公式(informal)なアセスメントである。毎日の活動の中で補助教師がデータを記録し(例えば、食事の場面で言葉や身体的な促しを何回行ったか、食事全体にかかった

表4 Sara (小学校4年生) の一日 No.1 (Salisbury & Strieder, 2004より引用)

			この改造・適合を行う人/ Sara を
時間・クラスの活動	IEP の目標	活動の改造・適合	サポートする人
7:00-8:00	● 服を脱ぐとき腕を上げ、着替えに	■ 友だちが Sara の車椅子をバ	補助教師が連絡帳をチェックし、
■ その日の情報の確認	協力する	スから教室まで押す	着替えをサポートする
 Accelerated Reading 	視線で友だちを選ぶ	連絡帳で家族の活動、気にな	
 Book Bag 		ること、質問などを知る	
家庭からの連絡ノート			
8:00-8:15	• いすにまっすぐに座る	Partner reading の間、Sara の車椅	クラスの教師が Sara の車椅子の
Oral Math	視線で友だちを選ぶ	子に頭部のサポーターをつける	調節を行う
 Partner Reading 			
8:15-8:40	スイッチを使って音を出す	ビッグマックと合図の警笛を接	友だちがスイッチを接続し、Sara
・スペイン語のゲーム	手のひらでつかむ	続する(スペイン語の単語ゲーム	が使える位置にセットする
■ スペイン語の歌		で、適切な時にサラがスイッチを	
		押して鳴らず)	
8:40-9:15	指でつまむ	Sara は教師の隣に座る。友だち	クラスの教師
リーディング(2 教師による	スイッチを使って音を出し、グル	が読むとき Sara が指でページ	
station teaching と自習)	ープが変わる時間を知らせる	をつまんでめくる	
9:15-10:15	• 視線で写真を調べ、友だちを選ぶ	クラスメートの拡大した写真を	親のボランティアが、クラスのす
自由な遊び	• 着替えの協力動作 (腰を上げる)	用意する	べての児童の写真を撮り、ラミネ
- トイレ (移動)			1742
10:15-10:30	自分の好きなものを選択する	ストーリーに登場する人物やも	補助教師と教師がストーリーに
Writer's Workshop	はいは笑顔で、いいえは顔をしか	のをあらわすおもちゃや対象物	合ったおもちゃや対象物を集め
	めて伝える	を用意する。提示された中から好きなまった。場中にはは、	°°
10.30 11.00	・ スプーン フェークを伸い合べる	らなりがを選びて、ノバウ Sara が使いや小い性別なスプー	OT が Sorro に なった 今 田 目 を
	・ バー・バイイ イロス・スーツ・ ジェスチャーで"もっと" が仮次	oun に 穴、 、 、 」 、 いっぱん 、	O. J. Sund and A. J. J. M. A.
			食べる間、補助教師がサポートす
	・指でつまむ		R
	•		

11.00 12.00		選ぶしくごごはん。 を対象界	十分大社 日が超んなみず世代	法日
11:00-17:00	•		くのよる、十つ米二くのの名が名	作り後回に、後の気が分上
算数 (2 教師と保護者によ		米する	使って数のレッスンをする。Sara	ぶためのおもちゃや、操作できる
る Station teaching と自習)	•	スイッチを使って音を出し、グル	は2 つのものの中からひとつの	対象物を集める。
		ープが変わる時間を知らせる	ものを選ぶ。	
12:00-12:50	•	指先でつまむ、手のひらを使って	持ち手のついた絵の応答カード	OT が持ち手を注文する。
特別教科		つかむ	を用意する (手のひらでつかむ)。	補助教師が絵の応答カードを作
• 7 - 7	•	視線で欲しいものを選ぶ	Sara はそれを頭上に上げて質問	₩.
●	•	はい、いいえをはつきり伝える	に答える。	
体育				
12:50-1:15	•	視線で写真を調べ、友だちを選ぶ	クラスメートの拡大した写真を	親のボランティアが、クラスのす
休み時間 (移動)			用意する	べての児童の写真を撮り、ラミネ
				したする。
1:15-1:30	•	ジェスチャー"もっと"を伝える	指でスナックをつまむ	食べる間、補助教師がサポートす
スナック	•	指でつまむ		100
1:30-2:00	•	ジェスチャーや笑顔で見通しを	友だちと同様に、Sara は歴史上の	クラスの教師と親ボランティア
理科または社会		持っていることを知らせる	出来事を演じるために衣装を着	がビデオ作品のためのコスチュ
(2 分間のビデオ)	•	手のひらでつかむ、指先を使って	て2分間のビデオに出演する。	ームを作る
		つまむ	Sara はステージに上ることに見	
			通しを持ちそれを笑顔で伝える	
2:00-2:35	•	手のひらでつかむ、指先を使って	ストーリーに関連した応答カー	補助教師が応答カードを作る。
Literature Circle		つまむ	ドを用意する (持ち手がついてい	
	•	腕を頭の上に伸ばす	る)。教師の質問への応答が裏に	
	•	視線で写真を調べ、友だちを選ぶ	書かれている。Sara は友だちが	
			カードから答えを読む間、腕を伸	
			ばして応答カードを持っている	
2:35	•	着替えに協力して腕を上げる	連絡帳を記入する	クラスの教師と補助教師が一日
下核				の出来事 Sara の様子を連絡帳に
			Sara が選んだ友だちが彼女をバ	記入する。
			スまで押す	

時間はどれくらいか、など)、その記録が次の指導ステップの指針になる。

先に述べたエコロジカル・インベントリー(環境の目録・アセスメント)も行われ、Saraがその教室環境で学習すべきスキルが決定され、進歩が定期的に評価されると同時に、Saraが学習活動を行う上でどのような環境を整えなければならないかが決定される(例えば、Saraが動きやすいようなテーブルや本棚の配置、クラスメートとのコミュニケーションがよりスムーズになるようなプローンスタンダーの位置、など)。

さらに、教師はSaraの学習記録を先に紹介した一冊のポートフォリオにまとめている。中に収められているのは、教師とSaraの保護者で選んだSaraの描いた絵や作品の写真、学習の様子のビデオ、これまで取り組んできた学習目標のinformalアセスメントの記録(グラフ)などである。Saraは州の代替アセスメントを受けるが、その際、教師は州が作成した評価の基準表をもとに、ポートフォリオに収められたSaraの学習進歩の程度を採点し、州に提出することになる。

以上、重複障害のある児童の小学校の通常学級での学習活動の事例を概観した。この教室の学習活動からは、Saraだけでなく、一人一人の児童の自発的で活動的な学習を促す努力が伺えるが、これは前述した、障害児教育と普通教育の境界を取り払おうという構造改革でもある。障害のある児童を含め、すべての児童の一般教育カリキュラムへのアクセスと活発な学習・進歩を通常学級内で保障するためには、土台となる学習環境として、誰もがアクセスできる学習のユニバーサルデザインや応答的(responsive)な指導法・学習活動の構造が不可欠であるということを、今一度、述べておきたい。

6. まとめ

本稿では、アメリカ合衆国において、重複障害のある児童・生徒のカリキュラムがどのように作成されているのか、その観点を概観した。"個々のニーズに応じた適切な教育"と"最も制限の少ない環境での教育サービスの提供"の2つの

IDEA の原則のバランスをどうとるのかが、重複障害のある児童・生徒のカリキュラムにとっての課題である。重複障害のある児童・生徒の教育では、個々の特別なニーズに基づいて個別教育プログラムが作成される必要が高く、従来の機能的(functional)カリキュラムは、この個別教育プログラムの内容を普通教育のプログラムとは関係なく指導するものであった。しかし、その教育サービスの提供については、児童・生徒のインクルーシブな生活を支える形で行われることが期待されてきた。

1997年にIDEAに定められた、"一般の教育カリキュラムへのアクセスと学習の保障"の条項によって、一般の教育カリキュラムが各州によって明文化され、障害のある児童・生徒の学習目標も、この一般教育カリキュラムと関連付けて考えられることになった。このアクセス条項と、教育のスタンダードに基づく改革によって、学習のユニバーサルデザインを構築するストラテジーや、通常学級の中でニーズに違いのある個々の児童の学習を保障する指導法の実践や研究が進められてきている。特に幼児教育や小学校の教育現場では、通常学級の柔軟な学習活動の構造の中で、重複障害のある児童の学習を保障しようという試みが始まっている。

脚注の説明

- ① IDEAの対象となる子どもの年齢:21歳までのコミュニティの移行(transition)プログラムで行う生活・職業のトレーニングを目的にした教育などもIDEAによって提供される教育サービスの対象となる。0-2歳と3-5歳、2つの年齢グループの子どもたちに関しては、年長の子どもたちとは障害分類カテゴリーがそれぞれ少し異なる。サービスの内容の違いから(障害のある乳幼児には家族を中心にしたサービスが提供される)、3-5歳、6-21歳へサービスはIDEAのPart B、0-2歳へのサービスはIDEAのPart Cに記載されている。
- ② 機能上のアプローチ: この考え方については、WHO (2001) の国際生活機能分類 (ICF: International Classification of Functioning,

Disability and Health)に提唱されている障害の解釈のモデルを参照されたい。

- ③ 重複障害のある子どもと通常学級:筆者の 関わった幼稚園は、インクルージョンの研究に関 わっていた幼稚園であったこともあり、知的障害 と肢体不自由を併せ有する幼児や、弱視、知的 障害、肢体不自由を併せ有する幼児が100%通常 学級で活動していた。予想される事ながら、重複 障害のある子どもは、年齢が上がるにつれて、通 常学級外の場所(障害のある子どもの特別クラス など)で教育サービスを受ける時間が長くなるよ うだ。しかし、その場合でも "最も制限の少ない 環境"の原則を踏襲しようという努力はなされて いる。話を伺った中学校のスペシャルエデュケー ション教師によると、医療的ケアの必要な最重度 の重複障害のある生徒で学校生活の大半を特別ク ラスで過ごしているような場合でも、体調のよい 時間帯に毎日最低30分は通常学級の生徒たちとコ ミュニケーションを楽しむ時間が確保されている とのことであった。
- ④ **適応スキル**:コミュニティで年齢相応に活動・機能するための概念形成、社会性、生活に使う実際的能力のこと。
- ⑤ 障害のある児童・生徒の州アセスメントの受験:現在、アメリカでspecial educationの対象となっている児童・生徒の割合は学齢期の子ども全体の12%にも及び、その対象者うちの70%近くの障害カテゴリーは学習障害と言語障害である。アメリカの動向を解釈する際、日本の状況との違いに注意が必要である。ここでは、アメリカで州の代替テスト(alternative assessment)を受験することになる児童・生徒の割合である2%という数字が、日本で特別支援教育以前の、特殊教育を受けている児童・生徒の割合に近いことを指摘しておく。

参考文献

CAST: Center for Applied Special Technology (1999-2006). Research & Development in Universal Design for Learning. Retrieved on January 30, 2006 from http://www.cast.org/

index.html

- Daniels, H. & Bizar, M (Eds.). *Methods that matter: Six structures for best practice classrooms.* York: ME: Stenhouse.
- Koegel, L.K., Koegel, R.L. & Dunlap, G. (Eds.) (1996). Positive behavioral support: Including people with difficult behavior in the community. Baltimore, MD: Paul H. Brookes.
- Martin, JE., & Marshall, L. (1995). Choicemaker: A comprehensive self-determination transition program. *Intervention in School and Clinic, 30*, 147-156.
- Orelove, F. & Sobsey, D (2004). Educating children with multiple disabilities: A collaborative approach. Paul H Brookes.
- Pearpoint J, O' Brien J, Forest M. (1993).

 Path: A workbook for planning positive,
 possible futures and planning alternative
 tomorrows with hope for schools,
 organizations, businesses and families.
 Toronto: Inclusion Press.
- Renzaglia, A., Karvonen, M., Drasgow, E., & Stoxen, C. (2003). Promoting lifetime inclusion. Focus on Autism and Other Developmental Disabilities, 18, 140-149.
- Salisbury, C., & Strieker, T. (2004). Elementary school. In C. Kennedy, & E. Horn, (Eds). *Inclusion of students with severe disabilities*. Boston, MA: Allyn & Bacon.
- Turnbull, A., & Turnbull, R. (1992). Group action planning (GAP). Families and Disability Newsletter, 1-13.
- Turnbull, R., Turnbull, A., Shank, M., & Smith, S. J. (2004). Exceptional lives: Special education in today's school (4th ed). Upper Saddle River, NJ: Pearson Merrill Prentice Hall.
- Turnbull, R., Turnbull, A., Stowe, M., & Wilcox (2000). Free appropriate public education: The law and children with disabilities (6th ed.). Love Pub Co.
- U.S. Department of Education (2003). To

- assure the free appropriate of all children with disabilities: Twenty-fifth report to congress on the implementation of the Individuals with Disabilities Education Act. Washington, DC.
- Vendercook, T., York, J., & Forest, M. (1989). The McGill action planning system (MAPS): A strategy for building the vision. *Journal of the Association of Persons with Severe Handicaps, 14*, 205-215.
- Wehmeyer, M.L. (2003). A functional theory of self-determination: Definition and categorization. In M. L. Wehmeyer, B. H. Abery, D.E. Mithaug, & R. J., Stancliff (Eds.),

- Theory in Self-determination: Foundation for Educational Practice (pp.174-181). Springfield, IL: C.C. Thomas.
- Wehmeyer, M.L., Palmer, S.B., Agran, M, Mithaug, D.E., & Martin, J.E. (2000). Promoting causal agency: The self-determination learning model of instruction. *Exbeptional Children*, 66, 439-53.
- Wehmeyer, M.L., Sands, D.J., Knowlton, H.E., and Kozleski, E.B. (2002). *Teaching students with mental retardation: Providing access to the general curriculum. Baltimore*, MD: Paul H. Brookes.